



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 10 月 1 日 (木曜日) 号外 第 30 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁	
○職員の仕事の宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1		企業局企業管理規程 ○企業職員の給与に関する規程の一部を改正する 企業管理規程…………… 4
○職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (“) 2		病院局企業管理規程 ○病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関する規程…………… 4
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則…………… (財政課) 3		教育委員会規則 ○職員の仕事の宣誓に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 3		公安委員会規則 ○地方警察職員の特種勤務手当に関する規則…………… 5

規 則

職員の仕事の宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 10 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第47号

職員の仕事の宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の仕事の宣誓に関する条例施行規則 (昭和26年宮崎県規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 1 条 職員の仕事の宣誓に関しては職員の仕事の宣誓に関する条例 (昭和26年3月宮崎県条例第 1 号、以下条例という) に定めがあるものの外、この規則の定めるところによる。	(趣旨) 第 1 条 職員の仕事の宣誓に関しては、 <u>職員の仕事の宣誓に関する条例</u> (昭和26年宮崎県条例第 1 号。 <u>以下「条例」という。</u>) に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 (任命権者の定める上級の公務員)
第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する任命権者の定める上級の公務員とは、次に掲げる者とする。 (1) [略] (2) 本庁に勤務する者のうち前号に規定する者以外の者 (部長その他これに相当する職務にある者を除く。) には、その勤務を命ぜられた部課 (室) を統轄する部長 (会計課にあっては <u>会計管理者</u>) (3) [略]	第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する任命権者の定める上級の公務員は、次に掲げる者とする。 (1) [略] (2) 本庁に勤務する者のうち前号に規定する者以外の者 (部長その他これに相当する職務にある者を除く。) には、その勤務を命ぜられた部課 (室) を統轄する部長 <u>その他これに相当する職務にある者</u> (3) [略]
2 [略]	(宣誓書の提出) 第 3 条 前条各項に規定する上級の公務員又は上級の公務員とみなされる者 (以下「 <u>上級の公務員</u> 」という。) は、職員が宣誓書に署名をしたときは、 <u>速やかに、当該宣誓書を</u> 知事に提出しなければならない。
第 3 条 前条各項に規定する上級の公務員又は上級の公務員とみなされるもの (以下 <u>上級の公務員</u> という。) は、職員が宣誓をしたときは、速かにその宣誓書を知事に提出しなければならない。	(報告) 第 4 条 上級の公務員は、条例第 2 条第 3 項の規定により宣誓を行う前に職員にその職務を行わせたときは、 <u>速やかに、その理由を</u>
第 4 条 上級の公務員は、条例第 2 条第 2 項の規定により、職員に宣誓を行う前に職務を行わせたときは、事由を附しその旨を速か	

に、知事に報告しなければならない。

付して知事に報告しなければならない。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第48号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成16年宮崎県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（感染症の範囲）</p> <p>第2条 条例第7条第1項に規定する知事が別に定める感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に規定する感染症とする。</p> <p>（家畜伝染病防疫等手当の支給要件）</p> <p>第3条 条例第12条第1項に規定する知事が別に定める者は、同項各号に掲げる業務（第3号に掲げる業務を除く。）に従事する場合における家畜保健衛生所の獣医師とする。</p>	<p>（感染症の範囲）</p> <p>第2条 条例第7条第1項に規定する知事が別に定める感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に規定する感染症並びに新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>（家畜伝染病防疫等手当の支給要件）</p> <p>第3条 条例第12条第1項に規定する知事が別に定める者は、同項各号に掲げる業務（第4号に掲げる業務を除く。）に従事する場合における家畜保健衛生所の獣医師とする。</p> <p>2 条例第12条第1項第2号に規定する知事が定める家畜伝染病は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する豚熱（以下この条において「豚熱」という。）とする。</p> <p>3 条例第12条第1項第3号に規定する知事が定める作業は、豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業とする。</p> <p>4 条例第12条第2項に規定する著しく危険であると知事が認める作業は、口蹄疫のまん延を防止するために行う牛若しくは豚のと殺又は豚熱のまん延を防止するために行う豚のと殺の作業とする。</p>
<p>附 則</p> <p>この規則は、平成17年1月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。 （条例附則第3項の知事が定める施設等）</p> <p>2 条例附則第3項に規定する知事が定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）新型コロナウイルス感染症の患者が入院する病院又は診療所</p> <p>（2）新型コロナウイルス感染症の患者が宿泊療養を行うために利用する施設として知事が認めるもの</p> <p>3 条例附則第3項に規定する知事が定める場所は、新型コロナウイルス感染症の患者の移送又は搬送に係る経路上の場所（車両その他の移動施設を含む。）とする。</p> <p>4 条例附則第3項に規定する知事が定める作業は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）新型コロナウイルス感染症の患者に接触して行う作業</p> <p>（2）新型コロナウイルス感染症の患者が使用した物件の処理</p> <p>（3）前2項に規定する施設又は場所の内部における長時間の連</p>

絡調整

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 2 条及び附則第 2 項から第 4 項までの規定は令和 2 年 3 月 4 日から、改正後の規則第 3 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 2 年 10 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 49 号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和 2 年宮崎県条例第 35 号）附則第 1 号に掲げる規定の施行期日は、この規則の公布の日とする。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 10 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 50 号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和 39 年宮崎県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第 1（第 3 条関係）	別表第 1（第 3 条関係）
1 [略]	1 [略]
2 使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年宮崎県条例第 9 号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの	2 使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年宮崎県条例第 9 号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの
(1)～(424) [略]	(1)～(424) [略]
(425) <u>畜産試験場自給飼料分析手数料</u>	(425) <u>畜産試験場粗飼料分析手数料</u>
(426)～(434) [略]	(426)～(434) [略]
(435) [略]	<u>(435) 漁業許可申請手数料</u>
(436) <u>漁業権共有認可申請手数料</u>	<u>(436) 漁業許可変更許可申請手数料</u>
(437) [略]	<u>(437) 漁業許可の許可証書換え交付手数料</u>
(438) <u>定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料</u>	(438) [略]
(439) <u>漁業権移転認可申請手数料</u>	<u>(439) 団体漁業権共有認可申請手数料</u>
(440) [略]	<u>(440) 個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料</u>
(441) <u>漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料</u>	(441) [略]
(442) <u>漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料</u>	<u>(442) 個別漁業権移転認可申請手数料</u>
(443) <u>漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の許可証書換え交付手数料</u>	(443) [略]
(444)・(445) [略]	<u>(444) 沿岸漁場管理団体指定申請手数料</u>
(446)～(576) [略]	<u>(445)・(446) [略]</u>
3～7 [略]	<u>(447) 特定水産動植物採捕許可申請手数料</u>
	<u>(448)～(578) [略]</u>
	3～7 [略]

附 則

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 2 号（425）の改正規定は、公布の日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和2年10月1日

宮崎県企業局長 井 手 義 哉

宮崎県企業局企業管理規程第11号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和35年宮崎県企業局企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 [略]</p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 感染症予防等手当</u></p> <p>2～8 [略]</p> <p><u>9 感染症予防等手当は、企業職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者が滞在する新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設において県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって管理者が定めるものに従事したときは、従事した1日につき 3,000円を支給する。</u></p> <p>10 [略]</p>

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、この企業管理規程による改正後の企業職員の給与に関する規程の規定は、令和2年8月31日から適用する。

病院局企業管理規程

病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関する規程をここに公表する。

令和2年10月1日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第13号

病院事業職員の感染症予防等手当の特例に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、病院事業職員の給与に関する規程（平成18年病院局企業管理規程第9号。以下「病院事業職員給与規程」という。）

第10条第1項に規定する感染症予防等手当の特例を定めることを目的とする。

(感染症予防等手当の特例)

第2条 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者等に接して行う作業等であって病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が定めるものに従事したときは、従事日数に応じて感染症予防等手当を支給する。この場合において、病院事業職員給与規程第2条及び第10条第1項の規定により適用される職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年宮崎県条例第41号）第7条の規定は、適用しない。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 高度な管理を要する新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業 4,000円
- (2) 前号以外の新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業 3,000円

3 前2項の規定により感染症予防等手当が支給される職員に関する病院事業職員給与規程第10条第8項の規定の適用については、同項中「深夜看護手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当及び特別診療手当」とあるのは、「深夜看護手当、放射線取扱手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当及び特別診療手当」とする。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和2年3月4日から適用する。

教育委員会規則

職員のサービスの宣誓に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 10 月 1 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第21号

職員の服務の宣誓に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

職員の服務の宣誓に関する条例の施行に関する規則（昭和26年宮崎県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 この規則は、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年3月宮崎県条例第1号、<u>以下条例</u>という。）第3条の規定に<u>基づき</u>定める。</p> <p>第2条 条例第2条第1項の規定による任命権者の定める上級の公務員は<u>次のとおりとする。</u> （1）事務局職員及び県立学校その他の教育機関の長にあっては教育長。但し、事務局職員の中、<u>県教育庁教育事務所に勤務する職員同教育事務所長を除く。</u>）にあっては<u>県教育庁教育事務所長</u> （2）<u>削除</u> （3）<u>〔略〕</u></p> <p>2 前項に規定する上級の公務員に事故があるとき又は欠けたときは、<u>教育長又は県教育庁教育事務所長若しくは学校その他の教育機関の長の職務を代理する者を、その上級の公務員とみなす。</u></p> <p>第3条 前条の規定による上級の公務員は新たに職員となった者が<u>宣誓書に署名したとき、その宣誓書を直ちに県教育委員会に提出しなければならない。この場合条例第2条第2項の規定によって宣誓を行う前に職員にその職務を行わせるときは、その事実を併せて報告しなければならない。</u></p>	<p><u>（趣旨）</u> 第1条 この規則は、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年宮崎県条例第1号、<u>以下「条例」という。</u>）第3条の規定に<u>基づき</u>定める。 <u>（任命権者の定める上級の公務員）</u> 第2条 条例第2条第1項に規定する任命権者の定める上級の公務員は、<u>次に掲げる者とする。</u> （1）事務局職員及び県立学校その他の教育機関の長にあっては教育長。ただし、事務局職員のうち、<u>出先機関に勤務する職員（出先機関の長を除く。）</u>にあっては<u>その出先機関の長</u> <u>（2）〔略〕</u></p> <p>2 前項各号に規定する上級の公務員に事故があるとき又は欠けたときは、<u>その公務員の職務を代理する者を上級の公務員とみなす。</u> <u>（宣誓書の提出）</u> 第3条 前条各項に規定する上級の公務員又は上級の公務員とみなされる者（以下「<u>上級の公務員</u>」という。）は、職員が宣誓書に署名をしたときは、速やかに、当該宣誓書を県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>（報告）</u> 第4条 上級の公務員は、条例第2条第3項の規定により宣誓を行う前に職員にその職務を行かせたときは、速やかに、その理由を付して県教育委員会に報告しなければならない。 <u>（委任）</u> 第5条 この規則に定めるもののほか、<u>会計年度任用職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則をここに公布する。

令和 2 年 10 月 1 日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県公安委員会規則第8号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年宮崎県条例第4号。以下「条例」という。）第8条に基づき、宮崎県警察職員（以下「職員」という。）の特殊勤務手当について必要な事項を定めることを目的とする。

（支給の原則）

第2条 特殊勤務手当は、作業実績の認定に基づき支給する。

（作業実績の認定）

第3条 作業実績の認定は、条例第3条の各号の作業が特殊勤務手当認定要件表（別表）に該当する場合に行うものとする。

（支給の調整等）

第 4 条 職員が、同一勤務日に複数の作業に従事した場合、手当額を調整等して支給することができる。

（委任）

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

（条例附則第 5 項の公安委員会が定める作業）

2 条例附則第 5 項に規定する公安委員会が定める作業は、次の表に掲げるものとする。

条例附則第 5 項の作業 防疫等作業	1 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう。以下この表において同じ。）にかかっている被留置者（以下「感染被留置者」という。）に係る作業であって、次に掲げるものに従事した場合 (1) 感染被留置者を収容していた留置施設（以下「感染留置施設」という。）の防疫作業 (2) 感染留置施設における看守作業 (3) 感染留置施設において、看守以外の者が入監時等に行う身体検査等作業 (4) 感染被留置者の護送作業 (5) 医療機関において行われる感染被留置者の監視作業 (6) 感染被留置者に対する取調べ、引き当たり捜査等作業
	2 職員が、新型コロナウイルス感染症にかかっている特異行方不明者の保護に係る作業に従事した場合

別表（第 3 条関係）

特殊勤務手当認定要件表

作業の種別	認定要件	備 考
第 1 号の作業 主として私服員の従事する 犯罪予防及び捜査並びに被疑 者逮捕作業	職員が、主として私服により、犯罪の予防及び捜査、少年補導、防犯及び保安活動、情報収集並びに被疑者の逮捕等の作業に従事した場合	この手当の対象となる職員は次に掲げる者とする。 (1) 警察官 (2) 生活安全部サイバー犯罪対策課又は刑事部捜査第一課に勤務する技術職員 (3) 常勤の少年補導職員
第 2 号の作業 指紋、手口若しくは写真又は 理化学の知識、法医学の知識 若しくは銃器弾薬類の知識 を利用する犯罪鑑識作業	1 職員が、犯罪現場に臨場して、指紋、足こん跡、手口、写真、法医学、理化学、銃器弾薬類等の知識を利用して犯罪鑑識作業に従事した場合 2 職員が、犯罪現場以外の場所において、指紋、足こん跡、手口、写真、法医学、理化学、銃器弾薬類等の知識を利用して犯罪鑑識作業に従事した場合	警察署鑑識係又は機動鑑識係に勤務する警察官は第 1 号の作業の手当を対象とする。
第 3 号の作業 交通取締用自動車その他特 殊自動車運転作業	1 交通の指導・取締りに専従する警察官が、交通取締用の自動二輪車を運転した場合 2 警察官が交通の指導・取締り、警ら又は捜査等の業務に従事するため、交通取締用の自動車、警ら用自動車その他特殊自動車を運転した場合	「交通取締用の自動二輪車」及び「交通取締用の自動車、警ら用自動車」とは、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 13 条第 1 項第 1 号の 7 に規定する警察用自動車のうち、交通取締用の自動二輪車、交通取締用の自動車及び警ら用自動車をいう。 「特殊自動車」とは、警備用自動車、捜査専用車、爆発物処理専用車、被疑者護送車、クレーン車、レッカー車等をいう。
第 5 号の作業 留置施設看守作業	1 職員が、留置業務（保護業務を含む。）に従事した場合 2 職員が、被疑者（被告人その他法令で拘禁されている者を含む。）を護送した場合	
第 7 号の作業 交通捜査作業	1 職員が、高速道路及び一般道路において交通人身事故捜査、暴走族に係る捜査・取締り、飲酒運転（酒気帯び運転を含む。）及び無免許運転（無資格運転を含む。）等の悪質・危険な交	「高速道路」とは、高速道路における交通警察の運営に関する規則（昭和 46 年国家公安委員会規則

	<p>通違反の捜査・取締りの作業に従事した場合</p> <p>2 職員が、高速道路及び一般道路において交通の整理、取締り（1に掲げるものを除く。）又は物損事故処理の作業に従事した場合</p>	<p>第3号）第1条に規定する道路をいう。</p> <p>「一般道路」とは、高速道路以外の道路をいう。</p>
<p>第9号の作業</p> <p>火薬類取締作業</p>	<p>職員が、火薬類又は高圧ガスの製造施設に係る事故が発生した場合において、事故に係る現地調査に従事した場合</p> <p>なお、製造施設には製造施設と一体となっている保管庫その他の関連施設を含む。</p>	
<p>第10号の作業</p> <p>死体取扱作業</p>	<p>職員が、人の死体（通常死体又は異常死体をいう。）の検視、検証、実況見分、収容（清しき、納棺を含む。）又は解剖の立会いに当たり、直接死体に接触する作業に従事した場合</p> <p>なお、人の死体の一部を取り扱う場合を含むが、完全な「白骨死体」を取り扱う場合は含まない。</p> <p>死体の取扱区分</p> <p>1 「異常死体」とは、損傷の著しい死体であって、次に掲げる死体をいう。</p> <p>(1) れき断死体</p> <p>(2) 離断死体</p> <p>(3) 頭部挫滅又は腹部から臓器などが飛び出している死体</p> <p>(4) 焼死体（煙による窒息死等で、死体が焼けただけではないものを除く。）</p> <p>(5) 溺死死体等のうち、手足の皮膚が容易にはがれるなど腐乱が著しい死体</p> <p>(6) 埋没死体及び死亡後の時間の経過により腐乱が進行し、皮膚が容易にはがれる状態の死体</p> <p>(7) その他犯罪死、非犯罪死のいかんを問わず腐敗が進行し、悪臭を伴う死体</p> <p>(8) 解剖死体</p> <p>2 「通常死体」とは、異常死体に掲げる死体以外の死体をいう。</p>	<p>1 体に対する支給人員は、作業1回につきおおむね5人を限度とするが、事件の規模に応じて必要かつ妥当な範囲内で増減できるものとする。</p> <p>航空機事故、大規模災害その他死者多数の事件・事故が発生した場合において、1人の職員が複数の死体処理作業に従事した場合は、1体につき作業1回とする。</p> <p>検視官の行う検視又は解剖立会の作業には、検視官の不在の場合における検視補佐の作業も含むものとする。</p> <p>この手当は、当該作業に従事した時間に関係なく、全額支給できる。</p>
<p>第11号の作業</p> <p>警ら作業</p>	<p>1 警察署の地域警察官が、警ら作業に従事した場合</p> <p>2 生活安全部地域課鉄道警察隊の職員が、警ら作業に従事した場合</p> <p>3 生活安全部地域課警察航空隊の職員が、航空機による警ら作業に従事した場合</p> <p>4 生活安全部地域課水上警察隊の職員が、船舶による警ら作業に従事した場合</p>	
<p>第14号の作業</p> <p>潜水作業</p>	<p>警備部機動隊の警察官若しくは第二機動隊員に指定された警察官が、潜水器具を着用して潜水し、死体、車両、凶器その他水没したものの探索若しくはこれらの引揚げ作業等に従事した場合又は機動隊等が計画して実施するこれらの訓練に参加した場合</p>	<p>「潜水器具」とは、ヘルメット式潜水器、スキューバ式潜水器（アクアラング）その他の潜水器具で、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けるものをいう。</p>
<p>第15号の作業</p> <p>夜間特殊作業</p>	<p>職員が、正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時前までの間をいう。）の全部又は一部を含む場合において、次に掲げる作業に従事した場合</p> <p>(1) 犯罪の予防又は捜査の作業</p> <p>(2) 機動捜査作業</p> <p>(3) 機動鑑識作業</p> <p>(4) 留置施設看守の作業</p> <p>(5) 交通の整理又は取締りの作業</p> <p>(6) 警ら用自動車による警戒、警ら又は捜査の作業</p> <p>(7) 交番、駐在所その他これに準ずる勤務公署又は生活安全部地域課鉄道警察隊に勤務する者の警戒、警ら若しくは捜</p>	<p>「深夜の全部を含む」とは、午後10時から翌日の午前5時前までの間のすべてが正規の勤務時間として割り振られている場合をいう。この場合において、「深夜の全部」の中には最大2時間の休憩時間が含まれるものである。</p> <p>交替制勤務等に従事する職員の2日にまたがる勤務については、前日の勤務として取り扱い、1当務当たりの深夜勤務は1回として</p>

	<p>査の作業</p> <p>(8) 警察署幹部による警戒、警ら、捜査又は指導の作業</p> <p>(9) 超短波無線電話装置の操作又は保守の作業</p> <p>(10) その他警察本部長が認めた作業</p>	計上する。
<p>第18号の作業</p> <p>爆発物処理等作業</p>	<p>1 職員が、直接爆発物の識別、遮へい、冷却、回収、移動、解体、爆破等の処理作業に従事した場合</p> <p>2 職員が、特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルホリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）が発生している状況下において、救助又は捜査の作業に従事した場合</p> <p>3 職員が、特殊危険物質が発生している状況下において、現場の直近外周における避難誘導等の作業に従事した場合</p> <p>4 職員が、特殊危険物質又はその疑いのある物質（以下「特殊危険物質等」という。）に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動に係る作業（容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等の作業で、特殊危険物質等の発散・漏えいのおそれがあるものを含む。）に従事した場合。この場合において、その疑いのある物質とは、現場の状況その他の事情から特殊危険物質の疑いが極めて強く、処理に当たっては生化学防護服着装等を必要とする物質をいう。</p> <p>5 職員が、特殊危険物質等による被害の危険がある区域内において行う作業に従事した場合</p> <p>6 職員が、特殊危険物質等の製造過程を解明する等の目的で行う実験で、当該物質が発生するおそれがある作業に従事した場合</p>	<p>爆発物には周囲の状況その他の事情から爆発物であると疑うに足りる相当な理由があると認められる容疑物件を含む。</p> <p>1 に定める作業は、爆発物1個の処理作業を1回とし、同一物件の処理作業が2日以上に及んだ場合には、1日当たり1回として取り扱うものとする。</p>
<p>第19号の作業</p> <p>捜索救難、犯罪捜査、警備又は交通取締りのための航空機搭乗作業</p>	<p>職員が、航空機に搭乗し、捜索・救難（訓練のために行う場合を含む。）、犯罪の捜査及び鎮圧、警備、交通の取締り並びに航空機搭乗整備点検等の作業に従事した場合</p> <p>なお、単なる視察等の目的で航空機に搭乗する場合は支給しない。</p>	<p>「航空機」とは、人が搭乗して航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等をいう。</p>
<p>第20号の作業</p> <p>犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕、犯罪鑑識、交通取締り又は爆発物処理等のための夜間緊急作業</p>	<p>突発的に発生した事案を処理するために、正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しを受け、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、犯罪鑑識、交通の取締り、爆発物処理等の作業に従事した場合で、当該作業時間の一部又は全部が夜間（午後9時から翌日の午前5時前までの間をいう。）である場合</p> <p>なお、勤務公署又はこれに準ずる場所から当該作業に従事するために臨場する場合及び一斉検問、交通の取締りその他夜間にわたる作業があらかじめ計画された場合であるときは、支給しない。</p>	<p>月の末日に緊急に呼出しを受け、当該呼出しに係る事案を処理するために作業が引き続き翌月の初日にわたって行われた場合には、当該作業に係る本号の手当は、緊急に呼出しを受けた日の属する月分として処理をするものとする。</p>
<p>第21号の作業</p> <p>航空機操縦作業</p>	<p>航空法（昭和27年法律第 231号）第24条に規定する操縦士の資格を有する警察官が、回転翼航空機（以下「航空機」という。）に搭乗し、次に掲げる作業に従事した場合</p> <p>(1) 航空機の操縦（演習、訓練を含む。）</p> <p>(2) 山岳遭難者等の捜索、救難及び救助</p> <p>(3) 災害時等における救助</p> <p>(4) 犯罪捜査、警備、交通の取締り、防犯及び保安活動</p>	
<p>第22号の作業</p> <p>航空機整備作業</p>	<p>航空法第24条に規定する整備士の資格を有する職員が、航空機及び航空機保守機器の整備（搭乗整備を含む。）の作業に従事した場合</p>	
<p>第23号の作業</p> <p>航空機搭乗危険作業</p>	<p>職員が、航空機に搭乗して著しく危険を伴う作業に従事した場合</p> <p>(1) 「著しく危険を伴う作業」とは、次に掲げる作業をいう</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> 。 <ul style="list-style-type: none"> ア 100キロメートル以上にわたる海上捜索 イ 高度 100メートル以下の低空を30分以上飛行して行う海上捜索 ウ ホバリングをして行う降下又は吊り上げ作業 エ その他アからウの作業に相当すると警察本部長が認定した作業 (2) 「警察本部長が認定した作業」とは、山岳地等で行う捜索、救助作業で地表面から高度 100メートル以下の低空での作業又は崖、立木等に近接して行う作業をいう。 (3) 条例別表第3条第23号の作業の項に規定する「日没時から日出時までの間において警察本部長が別に定める作業」とは、(1)のイからエの作業をいう。 	
<p>第24号の作業 災害警備等作業</p>	<p>1 職員が、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した場合に、災害現場及びその周辺において行う災害警備、遭難者の捜索若しくは救助、鑑識又はこれらに相当する作業（以下「災害警備等の作業」という。）で、心身に著しく負担を与えると警察本部長が認める作業に従事した場合</p> <p>(1) 「これらに相当する作業」とは、次に掲げる作業をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難誘導活動の作業 イ 被害状況調査の作業 ウ 死体の収容、検視、検証及び実況見分の作業 エ 装備資機材の運搬等の作業 オ 臨時的通信施設の設置、運用及び保守の作業 (2) 「心身に著しい負担を与えると警察本部長が認める作業」とは、次に掲げる作業をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ア 警察本部に災害警備本部が設置された場合又は大規模な事故により相当多数（おおむね10人以上）の死傷者が出た災害が発生した場合において、職員が、引き続き2日以上従事した災害警備等の作業（引き続き2日以上とは、連日当該作業に従事した場合をいい、1日以上の間において当該作業に従事した場合は含まないが、午前零時を挟んで2日に及んだ場合には、引き続き2日間従事したものとみなす。） イ 次に掲げる状況から著しく危険と認められる人命救助の作業 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 作業開始時において、当該災害により人的被害が発生している場合 (イ) 当該災害の原因となった脅威が、当該作業現場において継続又は生起する可能性が大きいと判断される場合 (ウ) (イ)の脅威が生起した場合であって、作業に従事する者の生命又は身体に被害が及ぶおそれがある場合 (エ) 緊急を要し、十分な安全を確保できない状況下で作業に従事する場合 <p>2 職員が、危険を伴う山岳地等において自殺企図者及び痴呆性老人等個人の生命・身体に極めて危険な状況が切迫した者に対し、ザイル等を使用しての捜索・救助活動の作業（部隊を編成して行う場合の作業に限る。）に従事した場合</p> <p>3 職員が、次に掲げる救難救助の訓練の作業に従事した場合</p> <p>(1) 渡川、渡橋、登降下、担架搬送及びこれらのザイル等使用訓練</p> <p>(2) ロッククライミングによる登山訓練</p>	<p>「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象又は火事、爆発、石油の漏えい若しくは流失、船舶の沈没、航空機事故、列車事故、建造物等の崩壊その他これらに類する事故により生ずる被害をいう。</p>

<p>第25号の作業 身辺警護等作業</p>	<p>警察官が、側近警衛員として皇族の側近の警衛又は身辺警護員として警護対象者の身辺の警護の作業に従事した場合</p>	<p>「側近警衛」とは、 (1) 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の警衛 (2) (1)以外の皇族の警衛をいう。 「身辺警護」とは、警護要則（平成6年国家公安委員会規則第18号）第2条に規定する警護対象者の警護をいう。</p>
<p>第26号の作業 銃器犯罪捜査作業</p>	<p>職員が、銃器又は銃器と思料されるもの（以下「銃器等」という。）を使用している犯罪現場等において次に掲げる作業に従事した場合 (1) 銃器等を使用している犯罪現場における犯人の現行犯逮捕の作業（準現行犯逮捕を含む。）及び銃器等使用現場の人質の救出作業並びに当該犯行現場の直近において行う犯人に対する説得作業 (2) 銃器を使用した犯人及び銃器を所持している犯人の逮捕作業。ただし、銃器の所持犯罪については、犯人が銃器の収集を趣味とするような、いわゆる「ガンマニア」である場合を除く。 (3) (1)及び(2)の業務に付随して行われる固定配置作業で、配置された場所が当該現場から見通せる位置にあり、かつ、当該犯人が所持する銃器の有効射程距離範囲内にある場合。ただし、(2)の場合にあっては、銃器を使用した犯人の逮捕作業に限る。 (4) 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団組事務所及び暴力団幹部宅の直近において行われる張り付け警戒作業。ただし、固定配置の形態により行われるものに限る。 (5) 暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策で、警察本部長が定める身辺警戒体制又は固定警戒体制に従事する作業</p>	

(注) 表中の号数は、条例第3条各号の号数をいう。